

お子様の  
ために  
始めませんか?



お子様の未来のために

子育て応援 定期積金

夢プラス

期間  
3年以上  
7年以内

JAうつのみやは、お子様の成長と未来を応援しています。

取扱期間

平成  
29年

3月1日水

平成  
30年

2月28日水

お子様名義の  
定期積金を  
ご契約  
いただいた方

店頭表示金利に

プラス  
+ 年

0.15%

(税引後 年0.119%)

こども共済をご契約いただいている方、または新たにご契約いただいた方に  
(税引後 年0.079%)

さらに 年0.1% 上乘せ!!

●ご検討の際は重要事項説明書を  
必ずご覧ください。

成長とともに必要な教育資金から  
病気やケガから守る充実の医療保障  
もセットできます。

期間中、ご契約いただいた方には粗品をプレゼント!!

担当者

JAうつのみや

HPアドレス <http://www.jau.or.jp/>

## 商品概要説明書

子育て応援定期積金『夢プラス』

(平成 29 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日適用)

商品名	・定期積金 (定額式)
販売対象	・15歳未満のお子様がいる保護者、親権者の方。(保護者とお子様の住所が同一である方に限ります。) ※健康保険証、母子手帳、住民票等によりお子様の年齢を確認させていただきます。
期間	・3年以上7年以内
受入方法 (1) 掛込方法 (2) 掛込金額 (3) 掛込口数	・お子様ご本人名義での定期積金とし、契約期間内で掛金を分割払込、一括払込は出来ません。(お子様ご本人の普通口座からの自動振替に限る) ・1回当たり5,000円以上(1円単位)・給付契約額100万円以内 ・お子様一人1契約となります。
払戻方法	・約定の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示利回りに上乗せ利回りを併せて満期日まで適用します。 【店頭表示金利+0.15%】 ※定期積金名義のお子様ご本人を対象とした「こども共済」契約がある場合は、更に+0.10% ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算。 ・平成49年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・窓口でお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、上乗せ金利の適用は行わず、預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ○初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ○初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 〔約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします〕
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または総合企画課(電話:028-625-3381)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所(電話:028-616-8555)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または当初契約時の約定年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・払込の先払いをした場合には、先払回数により当初契約時の約定年利回り(年365日の日割計算)の割合により先払割引金を支払います。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAうつのみや